

●みんなで踊って楽しもう！

～夕顔サマーフェスティバル～

7月30日(土)、上三川通りで『夕顔サマーフェスティバル in かみのかわ』が開催されました。開会式では、上三川高校吹奏楽部の演奏が披露され、祭りに花を添えました。

開会式後に行われた、かんぴょうの太巻き寿司早食い競争には多くの人が集まり、盛り上がりました。「よさこい踊り」では、大きな声を出しあいながら踊る子どもたちの姿がみられました。



上三川高校の演奏にあわせて踊るチビッコ



日頃の練習の型を披露



太巻き早食い競争



かんぴょううまくむけるかな？



みんなで楽しく踊りました



うちわを配って交通安全啓発

●送迎用車で活動範囲アップ

～障害児学童保育館『たけのこ』に送迎用車が寄贈～

7月1日(金)に町商工会で使用していたワゴン車が寄贈され、7月11日(木)から児童の送迎用車として使用しています。

学童保育館の井上 淳さんは、「学校の帰りでも直接迎えに行けるので非常に便利になりました。また、送迎以外にも、学校の休みの際には、公園などにも連れて行けるなど、活動の範囲を広げることが可能になります。」と車に対する期待感を話してくれました。



寄贈された送迎用ワゴン



みなさんで作ったゴミ収集所

●愛着の持てるゴミ収集所を

～下神主自治会でゴミ収集所を手作り～

下神主自治会の阿部明彦さん、稲葉長広さん、角田盛一さん、角田光義さん、角田米蔵さんが7月16日(土)から3日間かけて、ゴミ収集所を作りました。

収集所の部品などは、自治会の関係者から寄贈されたものを利用しました。「修理も自分たちでできるため、愛着を持って管理ができます。これをきっかけに町全体にボランティアが増えればいいですね。」と話していました。

●大切な川をきれいにしよう

～鬼怒川クリーン作戦とマスのつかみ取り大会～

7月16日(土)、鬼怒川河川敷で多くの人に参加し、ゴミ拾いが行われました。夏は河川敷で、花火やバーベキューなどを楽しむ人もいますが、自分たちのゴミは必ず持ち帰りましょう。ゴミ拾い終了後、桃畑緑地公園東側の特設会場でマスのつかみ取り大会が行われ、子どもたちは、素早く逃げるマスやアユを追いかけて、楽しそうでした。



マスをたくさん捕まえたよ



神輿に乗ってワッショイ！ ワッショイ！

●夏だ！ 祭りだ！ ワッショイ！

～まちおこし夏祭り～

7月16日(土)、上三川通りで夏祭りが行われ、多くの神輿やお囃子が集まり、大いに賑わいました。

歩行者天国となった通りは、大神輿や子ども神輿がたくさんくり出し、熱気に包まれました。

また、浴衣姿やはっぴ姿の小さな子どもたちが祭りの雰囲気の花を添えていました。

●「ニン」と呼んでください

～新しいALT就任～

7月25日(月)付けで新しいALT(外国語指導助手)にKang-Ning-Chan(カン・ニン・チャン)さんが就任しました。

ニューヨーク市出身で、趣味はテニス、スノーボード、スキーとのことでした。

ニンさんは「素晴らしい生徒たちに、英語と文化の違いを教えたい。」と抱負を語っていました。



新しいALTのカン・ニン・チャン先生



町長に激励される宇都宮南高校の選手たち

●高校野球の聖地「甲子園」へ

～全国高校野球選手権大会出場～

8月に、甲子園球場で開催された全国高校野球選手権大会に2年連続栃木県代表として宇都宮南高等学校が出場しました。

この甲子園メンバーの中に、桜井優将さん(常光坊)、石浜卓さん(西汗上西)、伊澤一樹さん(大山第2)、猪瀬勝也さん(願成寺)が選ばれました。

開幕ゲームで敗れてしまいましたが、憧れの甲子園でハツラツとしたプレーを見せてくれました。

●ティーボールの普及・向上を目指して

～ティーボール初級指導者講習会～

8月6日(土)、中央公民館及び富士山公園グラウンドにて、ティーボール初級指導者講習会が開催されました。

ティーボールは、ボールを打つこと、とること、投げること、そして走ることの基本技術がわかりやすいスポーツです。参加者は「普及向上に役立てば。」と話していました。

今後指導者として地域、職場で、ティーボールの普及に活躍が期待されます。



実戦形式の講習会が行われました



平成18年度

保育所入所児の受付を開始



▼受付期間＝9月1日(木)～30日(金)

▼提出書類＝入所申込書、就労証明書(自営申立書)、給与所得の源泉徴収票(平成16年分)、保育料口座振替依頼書、その他必要書類

▼保育時間＝標準的な保育時間は、一日あたり8時間(土曜日は4時間)となっていますが、保育所の開所時間は各保育所ごとに決まっています。また、就労の関係で延長を希望する場合は、各保育所へ問い合せてください。

▼保育料＝父母などの所得税、町民税などにより決定されます。

▼保育所入所基準＝家庭において保育できないこと。

- ・ 昼間児童と離れ、家事以外で労働しているため。
- ・ 妊娠中であるか、又は出産後間もないため(ただし、産休期間)。

・ 病気、怪我のため、又は精神、身体に障害があるため。

・ 長期の病気、又は身体に障害のある家族を介護するため。

・ 火災などの災害が起き、復旧のため。

※なお、入所の選定基準は次の優先順位で決定します。

①すでに保育所に入所していて、継続して入所を申込むもの。

②申込みする児童の兄弟が、継続して入所を申込んでいるもの。

③すでに保育所へ入所していて、別の保育所への入所を申込むもの。

④保育所入所決定検討調査票(家庭の状況を調べるものです。)に基づく合計点数の高いもの。

⑤申込み時期が早いもの。

▼申込み・問い合わせ先＝

健康福祉課 児童福祉係

☎ 66 9130

